重要事項説明書

令和　　年　　月　　日

大仙市長　老松　博行　様

本重要事項説明書は、建築士法第２４条の７に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務の名称 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 区分（一級、二級、木造） | （　　　　　）建築士事務所 |
| 開設者氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる建築物の概要 | 建設予定地：主要用途：工事種別：規　模　等： |

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する設計図書の種類 | 営繕工事設計業務委託特記仕様書のとおり |

※設計契約受託の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 |  |

※工事監理契約受託の場合

|  |
| --- |
| 設計又は工事監理の一部を委託する予定：　□あり　□なし |
| 委託する業務の概要 |  |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 開設者氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |  |

|  |
| --- |
| 設計（工事監理）業務に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【氏名】【資格】　　　　　　　　　建築士　　　【登録番号】第　　　　　　　　　　　号 |
| 【氏名】【資格】　　　　　　　　　建築士　　　【登録番号】第　　　　　　　　　　　号 |
| （建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聞く者）【氏名】【資格】　　　　　　　　　建築士　　　【登録番号】第　　　　　　　　　　　号設備士 |

※建築士が構造設計一級建築士、又は設備設計一級建築士である場合はその旨記載

|  |  |
| --- | --- |
| 報酬の額 | 営繕工事設計業務委託契約書（案）のとおり |
| 支払の時期 | 営繕工事設計業務委託契約書（案）のとおり |

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の解除に関する事項 | 営繕工事設計業務委託契約書（案）のとおり |

（説明をする建築士）

氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

資格等：（　　　　　）建築士、　　　□管理建築士　□所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を２部受領し、１部受付印押印の上、説明者に返却しました。

|  |
| --- |
| 受　付　印 |
|  |